

平成27年(ワ)第平成27年(ワ)第570号 マイナンバー離脱等請求事件

原告 坊真彦 外49名

被告 国

証拠説明書

(甲第35号証)

2019年5月17日

金沢地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正



外

号証	標目		作成年月日	作成者	立証趣旨
甲35	意見書 「マイナンバー 制度と『自己情 報コントロール 権』	原	2019(H31) 3.22	福岡大学法 学部教授 實原隆志	マイナンバー制度が、自己情報コントロール権を制約するものであり、情報漏洩を防止する仕組みや監督する仕組みも不十分であり憲法13条に違反すること、マイナンバー法19条14号及びそれに基づく施行規則の定めが、不明確または法律の委任の範囲を超えており、憲法13条・41条に違反することなど。

以上